



字向入山一二三の一(次の図に示す部分に限る。)、一二〇一、一二〇三、一二〇四、一二〇七から一二二三まで、一二三一の六、二二二〇、字向居平二一〇一

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、柳津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林業総室治山対策課及び柳津町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(治山対策課)

公 告

公告第二百二十七号

平成二十年度福島県職員採用選考試験を次のとおり実施します。

平成二十年四月三十日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 試験を実施する職種

技能員

二 試験期日

平成二十年五月二十六日(月)

三 受験申込受付期間

平成二十年五月一日(木) から同月二十日(火) まで

四 受付窓口及び問い合わせ先

福島県保健福祉部保健福祉総室保健福祉総務課(福島市杉妻町二番十六号 電話(〇二四)五二一七二一九)

(人事課)

公告第二百二十八号

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第百二十三号)第三十三条の規定により、同法第三十四条に規定する業務を行う者として平成二十年三月三十一日次のとおり指定した。

平成二十年四月三十日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 指定を受けた者の名称及び住所

社会福祉法人福島県福祉事業協会

双葉郡富岡町大字大菅字蛇谷須七十九番地  
事務所の所在地  
南相馬市原町区桜井町一丁目七十七番地二

(雇用労政課)

福島県病院局

公告第7号

平成20年度福島県病院局職員採用選考予備試験を次のとおり実施します。

平成20年4月30日

福島県病院事業管理者 茂田 士郎

1 試験を実施する職種

視能訓練士  
理学療法士

2 試験期日

平成20年6月3日(火)

3 受験申込受付期間

平成20年4月30日(水) から同年5月26日(月) まで

4 受付窓口及び問い合わせ先

福島県病院局病院総務課(福島市中町8番2号 電話(024)521-7226)

(病院総務課)

福島県公安委員会

福島県公安委員会公告第5号

警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号)附則第5条に規定する審査のうち、警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)附則第7条第1項の規定により検定合格者審査(以下「審査」という。)を次のとおり実施する。

平成20年4月30日

福島県公安委員会委員長 松本 忠清

1 審査を行う警備業務の種類及び級、日時並びに場所

(1) 警備業務の種類及び級

ア 空港保安警備業務 1級及び2級

イ 施設警備業務 1級及び2級

ウ 交通誘導警備業務 1級及び2級

エ 貴重品運搬警備業務 1級及び2級

ナ 核燃料物質等危険物運搬警備業務 2級

(2) 日時

ア 第1回 平成20年7月2日(水)

イ 午前の部 午前9時から正午まで

ウ 午後の部 午後1時30分から午後4時30分まで

エ 第2回 平成20年10月8日(水)

イ 午前の部 午前9時から正午まで

ウ 午後の部 午後1時30分から午後4時30分まで

(3) 場所

福島県青少年会館 (福島県福島市黒岩字田部屋53番5)

電話024-546-8311

2 審査対象者

検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年  
国家公安委員会規則第5号。以下「旧規則」という。)第1条に規定する検定に合格  
した警備員である者であつて、検定規則附則第7条第2項の規定により学科試験及び  
実技試験の全部を免除される者に該当しないもの

3 審査の定員

各回各部とも25名

4 審査申請手続

(1) 審査申請手続

審査を申請する者は、福島県内の各警察署に備付けの審査申請書に必要事項を記  
入し、次のア及びイに掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該ア又はイに定める警察  
署に提出すること。  
なお、郵送による申請及び本人以外の者が行う申請は、受け付けない。

ア 福島県公安委員会により旧規則第8条の合格証(以下「合格証」という。)を  
交付された者 福島県内の最寄りの警察署

イ 他の都道府県公安委員会により合格証を交付された者(福島県内に住所を有す  
る者(以下「県内住所者」という。))又は福島県外に住所を有する者で福島県内  
に所在する営業所に属する警備員であるもの(以下「営業所警備員」という。))  
に限る。) 県内住所者にあつてはその住所地を管轄する警察署、営業所警備員  
にあつては当該営業所の所在地を管轄する警察署

(2) 添付書類

(1)のアに掲げる者にあつては(1)の審査申請書に次のア及びイに掲げる書類を、(1)  
のイに掲げる者のうち県内住所者にあつては(1)の審査申請書に次のア、イ及びウに  
掲げる書類を、(1)のイに掲げる者のうち営業所警備員にあつては(1)の審査申請書に  
次のア、イ及びエに掲げる書類をそれぞれ添付すること。

ア 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチ  
メートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記  
入したもの) 1葉

イ 合格証の写し 1通

ウ 住所地を陳明する書面(住民票の写し、自動車運転免許証の写し等) 1通

エ 営業所に属することを陳明する書面 1通

(3) 審査申請の受付期間

ア 第1回 平成20年6月2日(月)から同月13日(金)まで(土曜日及び日曜日  
を除く。)の午前9時から午後5時まで

イ 第2回 平成20年9月9日(火)から同月24日(水)まで(同月15日(月)、  
23日(火)、土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで

なお、各回各部とも審査の申請の先着順に審査を受ける者を決定し、審査を受  
ける者の数が定員に達したときは、その後の申請については、受付期間中であつ  
ても受付を締め切るものとする。

(4) 審査手数料

ア 金額 各審査 4,700円

イ 納付方法

福島県収入証紙により、審査申請書提出時に納付すること。

なお、既納の審査手数料は、返還しない。

5 留意事項

(1) 審査を受ける者は、審査当日に合格証を持参すること。

(2) 審査は、学科試験及び実技試験とし、学科試験に合格しなかった者に対しては、  
実技試験は行わない。

6 審査に関する問い合わせ先

郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町2番16号  
福島県警察本部生活安全全部生活安全企画課  
電話024-522-2151 内線3026又は3027

(生活安全企画課)

五 誌

|     |   |   |   |   |
|-----|---|---|---|---|
| ページ | 誌 | 行 | 冊 | 誌 |
|-----|---|---|---|---|

○平成二十年三月二十八日付け号外第二十三号中

|    |   |            |        |        |
|----|---|------------|--------|--------|
| 11 | 下 | 後ろか<br>ら17 | 観光交流局長 | 観光交流局長 |
|----|---|------------|--------|--------|